

6 佐消予第 1 0 3 3 号  
平成 6 年 4 月 2 0 日

各 署 長 様

消 防 局 長

危険物製造所等の保安距離の取扱いについて（依命通達）

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 3 7 号）及び危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）の一部を改正する省令（平成 6 年自治省令第 5 号）が、平成 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、危険物製造所等の保安距離については、今後下記のとおり取扱うこととしたので、立入検査等にあたっては、十分留意されたい。

命により通達する。

#### 記

#### 1 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、・屋外貯蔵所、一般取扱所の保安距離について

上記危険物製造所等の保安距離については、危現令第 9 条第 1 項第 1 号で規定されているところであるが、これについては次によるものとする。

- (1) 保安距離は、危政令第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる保安物件及び危険物製造所等の外壁又はこれに相当した工作物の外側相互を水平距離で測定する。ただし、「これに相当した工作物」とは、タンク、機械設備、装置等を指すものである。
- (2) 危政令第 9 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する「防火上有効な塀」で保安距離を緩和する場合は、施設の規模、周囲の状況、消防力等を勘案して緩和距離を定めることを要するため、別途定めるものとする。
- (3) 危政令第 9 条第 1 項第 1 号に規定する「住居の用に供するもの」とは、寝食を目的として寝具、炊事設備及び便所のいずれも備えた建築物その他の工作物を指し、別荘、宿泊所等は含まれるが、運転要員の仮眠所、守衛の捨所等は含まないものであること。

なお、建築物等の一部に住居の用に供する部分があるものは、当該住居の用に供する部分とその他の部分が、渡り廊下、隔壁等で明確に区画されている場合は、区画された住居の用に供する部分を保安物件として取扱うが、区画が不明確である場

合は、建築物その他の工作物の全体を保安物件として取扱うものとする。

- (4) 住居の用に供するもののうち、危険物製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存するものは、保安距離の確保を要しないものとしているが、「同一の敷地」とは、危険物製造所等の関係者が管理する一団の土地を指し、河川、道路等で隔てられた土地は又は、危険物製造所等の関係者が所有する敷地内に、第三者が建てた建築物等が存する場合の当該敷地及びこれに付帯する敷地は、別の敷地となるものである。  
また、「同一敷地内に存するものを除く。」範囲は、危険物製造所等の関係者が、居住する建築物その他の工作物（建築物の一部に居住する場合は、前記（3）の区画が明確である当該区画された部分を含む）に限定されるものである。
- (5) 危規則第11条第1項第3号の劇場、映画館等に類する施設は、観覧場、集会場を指すものとする。
- (6) 危政令第9条第1項第1号の学校、病院等その他多数の人を収容する施設には、該施設に機能上付随する校庭、庭などは含まないものであること。
- (7) 危規則第11条第1項第3号、4号に定める施設へ収容する人負の算定は、当該施設の設立を根拠づける法令に定める人員によること。
- (8) 危政令第9条第1項第1号この高圧ガスの施設には当該ガス施設のガス配管（地埋設配管も含む。以下同じ、）も含むのであること。ただし、危険物製造所等と同一敷地内にある配管は除かれること。
- (9) 保安距離の確保が必要となる高圧ガスの施設は、高圧ガス取締法等による許可又は届出を行っているものに限らず、許可、届出を要するもの（無許可施設を含む）も含まれていること。

## 2 取扱基準の経過について

この取扱い基準は、平成6年4月20日より実施することとし、従前の実務上の取扱いを変更するものではないこと。

なお、本取扱い基準の通知により従前の運用がより明確にされることに伴い、保安距離規制を及ぼす危険物製造所等のうち、現在当該距離を確保しているかどうか疑わしいものには本取扱い基準に基づく指導を早急に行うこと。

以上  
(予防課)